

利用者パスワードガイドライン

1.本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、本学情報システムのアカウントを利用する際のパスワードに関し、利用者が予め理解しておくべき事項を示すことを目的とする。

2.パスワードに係る全般的な注意事項

2.1 初期パスワードの変更

利用者は、アカウントが発行されたら速やかに初期パスワードを自己のものに変更すること。初期パスワードのまま情報システムの利用を継続してはならない。

2.2 パスワードに使用する文字列

利用者が設定するパスワード文字列は、以下の条件を全て満足するものでなければならない。

- ・ 最低限8文字以上の長さを持つ。
- ・ 以下ア～エの文字集合から各最低1文字以上を含ませるのが望ましい。
 - (ア) 英大文字(A～Z)
 - (イ) 英小文字(a～z)
 - (ウ) 数字(0～9)
 - (エ) システムで使用可能な特殊文字(@!#\$%&=-+*/,:;[])

また、以下の文字列は容易に推察可能であるため、パスワードとして設定してはならない。

- ・ 利用者のアカウント情報から容易に推測できる文字列(名前、ユーザID等)
- ・ 上記を並べ替えたもの、上記に数字や記号を追加したもの
- ・ 辞書の見出し語
- ・ 著名人の名前等

2.3 パスワードの管理

利用者は、自己のパスワードを厳重に管理しなければならない。パスワードをメモしたり、端末にそのメモを貼り付けたりしてはならない。利用者は、他の者にパスワードを教えたり、不注意でパスワードが他の者に知られたりしてしまうことがないよう最大限の注意を払わなければならない。

2.4 パスワードの詐取の可能性のある場所での利用の禁止

パスワードやアカウントを詐取される可能性があるので、学外のインターネットカフェなどに設置されているような不特定多数の人が操作(利用)可能な端末を用いての学内情報システムへのアクセスを行ってはならない。

2.5 パスワードによるロックの励行

利用者は、使用中のコンピュータにログインしたまま離席する場合は、他者が画面を閲覧したり操作することができないよう、画面のロック操作を行わなければならない。

3.パスワードに関する各種手続き

3.1 パスワードを失念した場合

利用者がパスワードを忘れた場合には、発行部署に対して、所定の様式で、身分証(学生証もしくは職員証等)を持参し、パスワードのリセットを申請しなければならない。パスワードのリセットを受けた場合には、速やかに新しいパスワードに変更すること。

3.2 パスワードの事故の報告

利用者は、アカウントを他者に使用され又はその危険が発生した場合には、直ちに全学実施責任者にその旨を報告しなければならない。